

## 告 示

### 埼玉県告示第千十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
令和三年二月二十二日（月）	ソニックシティ（埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番五号）、ジェイエイ共済埼玉ビル（埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目二番地）

#### 二 試験区分

##### イ 一般毒物劇物取扱者試験

##### ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験

##### ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

#### 三 試験科目

##### イ 毒物及び劇物に関する法規

##### ロ 基礎化学

ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

二 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

#### 四 受験手続

##### イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）第九条の受験願書

##### ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

##### ハ 提出期間及び提出方法

令和二年十月五日（月）から同年十月十六日（金）まで

埼玉県毒物劇物取扱者試験センター（印西郵便局私書箱七号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

## 五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

令和三年三月二十二日（月）及び同年三月二十三日（火）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

令和三年三月二十二日（月）午前十時から同年四月二十一日（水）午後五時まで